

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和4年7月29日(金) 14時55分～15時55分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員 (4名)	川口俊一 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (4名)	喜納浩信 白石裕治 日高実禎 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (5名)	岩重昌勝 岩元義弘 瀬平秀人 濱上剛一郎 森山麗子(敬称略)
	事務局 (4名)	中所労働局長 中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 令和4年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	2 令和4年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について	
	3 令和4年度運営小委員会に参加する関係労使について	
	4 令和4年度中央最低賃金審議会における目安審議について	
	5 今後の日程調整について	
	6 その他	
配付資料	1 令和4年度産業別最低賃金の改定に関する申出書 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	2 就業形態別労働者一人平均1時間あたり賃金(鹿児島県)	
	3 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移	
	4 最低賃金額と生活保護費の比較(令和4年度)	
	5 令和4年最低賃金に関する基礎調査結果 (1) 最低賃金引上額・率と影響率の関係表(労働者数復元)・総括表 (2) 最低賃金引上額・率と影響率の関係表(事業所数復元)・総括表	
	6 第4回目安に関する小委員会配布資料	
	7 月例経済報告(令和4年7月・内閣府)	
	8 経済・物価情勢の展望(令和4年7月、日本銀行)	
	9 鹿児島市の消費者物価指数(令和4年6月分、抜粋、鹿児島県)	
	机上配布 ・鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) ・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) ・令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局(案)	

○ 勝田賃金室長

定刻より早いですが、本日出席の委員の皆様がお集まりいただいておりますので、令和4年

度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、初めにお手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。

1つは、青色のインデックスの資料1から9までの資料でございます。

本日、産業別最低賃金の改正決定の必要性の諮問をさせていただきますので、諮問文2枚があります。併せて、令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案を準備しております。

また、本審のみの委員の皆様には、7月22日開催の第1回県最賃専門部会の資料を配布させていただきます。ご確認をお願いいたします。

これからの進行につきましては、山本会長をお願いします。

○ 山本会長

皆さん、こんにちは。

それでは、令和4年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、本審議会の成立の状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

ご報告いたします。審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の合計13名がご出席いただき、定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

○ 山本会長

ありがとうございました。本審議会は有効に成立しているということですので、審議を始めます。

それでは、本日の議題、1番から6番までありますので、順番に進めたいと思います。

1番目の議題は、令和4年度産業別最低賃金改正に関する申出等についてです。事務局から説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。

産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から、最賃法第15条第1項に基づく改正等の申出を受けて、審議に入るという形になっております。

鹿児島県における産業別最低賃金は、1つ目が、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気関係製造業と言わせて頂きます。2つ目が、百貨店、総合スーパー、3つ目が、自動車(新車)小売業の3業種について決定されております。

本年度におきましては、電気関係製造業と自動車(新車)小売業については、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体から受けております。

百貨店、総合スーパーにつきましては、本年度、意向表明がありませんでした。

申出の状況につきましては、青色インデックスが付いている資料1①と資料1②のとおりで

ございます。

資料1①は、自動車(新車)小売業の申出書です。令和4年7月22日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より申出書の提出があり、同日受理しております。

資料1②は、電気関係製造業の申出書です。令和4年7月15日、京セラ労働組合国支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より申出書の提出があり、同日受理しております。

これらの申出書の内容を審査いたしました結果、それぞれの申出書の申し出の理由欄に記載されております使用される労働者数は、事務局がそれぞれの産業別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体あてに通知した労働者数です。

労働協約適用の労働者数の割合は、自動車(新車)小売業は52.2%、電気関係製造業は58.9%となっています。

改正の申出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であることを満たしており、申出書として問題はないものと思われます。

以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出等についての説明を終わります。

○ 山本会長

ただ今、産別最賃につきまして、自動車(新車)小売業、電気機械器具等製造業関係から改正の申し出がなされておりました、労働者などの申し出の要件を満たしているということです。ただ今の説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

○ 山本会長

それでは、自動車(新車)小売業と電気機械器具等製造業関係の2つの産別最賃の改正申出につきましては、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

産業別最低賃金に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、中所労働局長から、改正の必要性の有無についての調査審議をお願いするという諮問をさせていただきます。

この諮問を受けて、8月16日と8月17日に予定している運営小委員会で、先ず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会 産業別最低賃金制度全員協議会によれば、全会一致の議決に至るよう努力するものとしてされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年度も複数回の日程を確保しているところでございます。

運営小委員会において全会一致で改正の必要性ありとの結論に至った場合は、その後に本審を開催して運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくとこととなります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なり、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用が無く、運営小委員会で結論が得られた場合には必ず、本審に審議結果を報告しなければならないとされております。

例年の流れにあてはめると、運営小委員会の後、8月下旬に開催予定の第4回本審において運営小委員会の報告を受けて、答申をいただいております。8月16日、17日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、3回目の運営小委員会を開催し、引き続きご審議いただくこととなりますが、第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に第5回本審を開催して、運営小委員会の報告を受けていただくこととなります。

その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることとなります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としていることから、今年の産別最賃につきましても、9月下旬から10月にかけて専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第1回本審で、運営小委員会は、1回目が8月16日14時から鹿児島合同庁舎第2会議室で、2回目が8月17日14時から鹿児島合同庁舎第1会議室で、それぞれ開催するという日程だけは決定しておりますが、関係労働者の人数、選出方法等が決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思います。

以上で、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

○ 山本会長

産業別最低最賃に関する今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明がありましたが、今のスケジュールに関しまして、何かご質問等ありますでしょうか。

○ 山本会長

それでは、1番目の議題についての審議は終了しまして、次に、2番目の議題に入りたいと思います。

ただ今の申出書に基づきまして、令和4年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を中所労働局長をお願いしたいと思います。

○ 中所労働局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿労発基 0729 第2号、令和4年7月29日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、中所照仁。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和4年7月22日付けをもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長吉海江俊也から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

鹿労発基 0729 第 1 号、令和 4 年 7 月 29 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、中所照仁。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和 4 年 7 月 15 日付けをもって申出代表者京セラ労働組合国分支部支部長五十嵐博文、大口電子労働組合執行委員長下小蘭祐一及びパナソニックデバイス SUN X 九州労働組合執行委員長日高正仁から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

（中所労働から山本会長へ諮問文を手交）

○ 山本会長

ただ今、中所労働局長から、各産別最賃の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の 3 番目、令和 4 年度運営小委員会に参加する関係労使について、審議したいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

産業別最低賃金に関しましては、先ず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行っていただくわけですが、この運営小委員会では関係労使、オブザーバーのご意見などを聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

第 1 回本審の資料をご覧ください。赤色インデックスで資料 2 とある中の⑤中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてと標題のある資料をご覧ください。その中の記の 2 の部分です。産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行うと定められております。

また、資料 2 の③鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領の中の 3 の 2 において、関係労使の人数は同数とすると定められております。

これらを踏まえ、平成 15 年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい事項が 3 点ございます。

1 点目は、関係労使を各何名ずつにするか、2 点目は、選任方法はどのようにするか、3 点目は、いつまでに選任するかという事項です。

関係労使を何名ずつにするかについて経緯を申し上げます。

昨年の第 2 回本審で、2 つの産業別最低賃金とも労使各 1 名ずつとし、いずれかの参加がなくても、例えば労側だけだとか、使側だけだとか、そういった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れるということで、合意がなされました。

これらを踏まえますと、今年も、関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないか、という点についてもあらかじめお決

めいただきましたら、今後スムーズに運営できると思われしますので、よろしく願いいたします。

選任方法ですが、これまでは、労使の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは、事務局あてに、任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、メール等で推薦していただきました。

本年度も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思います。様式は任意ですが、事務局で、参考の推薦様式も準備しております。

推薦の時期については、第1回本審でご説明しましたとおり、8月10日水曜日までをお願いしたいと考えております。

なお、第1回本審において、1回目の運営小委員会の開催日は、8月16日14時から、第2回運営小委員会は8月17日14時から開催することで承認を得ておりますが、再度、ご確認をお願いします。

以上で、説明を終わります。

○ 山本会長

ただ今、関係労使の選任につきまして、事務局から説明があったかと思えます。決定すべきは3つで、1つ目が、関係労使の人数を何名にするのか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取扱いをどうするのか、これが1点目です。2点目が、選任方法をどうするのか。3点目が、あらためて、第1回運営小委員会を、8月16日火曜日14時から、第2回運営小委員会を、8月17日水曜日14時から開催して、関係労使の推薦期限を、8月10日水曜日までにしたいという提案があったかと思えます。これにつきまして、順番に審議していきたいと思えますが、今の点につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

○ 山本会長

それでは、まず、関係労使の人数についてです。関係労使の人数を産別ごとに何人にするかということになりますけど、可能な範囲で参加していただき、万一参加できなくとも、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないか、という点について、労使双方からご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。何かありますか、どうぞ。

○ 白石委員

昨年同様で構わないと思えますので、よろしく願いします。

○ 山本会長

使側はどうでしょう。

○ 濱上委員

昨年同様で結構です。

○ 山本会長

それでは、労使双方からご意見いただきましたので、人数につきましては、電気機械器具等製造業関係で労使各1名ずつ、自動車（新車）小売業関係で労使各1名ずつにしたいと思えます。

そして、参加につきましても、可能な範囲で参加していただきまして、万一参加できなくても本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するというにしたいと思えます。

○ 山本会長

続きまして選任方法についてです。昨年同様、それぞれの側から推薦していただくこととしまして、事務局あてに、任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所・電話番号等連絡先を記載して、推薦していただくというご提案だったかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

そのようにしたいと思えます。

最後に、関係労使の推薦期限であります。8月10日水曜日までとして、第1回運営小委員会を、8月16日火曜日14時から、第2回運営小委員会を、8月17日水曜日14時からそれぞれ開催となっておりますので、委員の方々は日程の確保をよろしくお願いしたいと思えます。

○ 山本会長

次に、議題の4番目に移ります。令和4年度中央最低賃金審議会における目安審議についてです。この点につきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、令和4年度中央最低賃金審議会における目安審議の経過等につきまして、ご説明いたします。

本年度の中賃の審議状況につきまして申し上げますと、6月28日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、その後、目安に関する小委員会が6月28日、7月12日、7月19日、7月25日まで4回にわたり、開催されております。

7月25日の第4回目目安小委員会においては、前回に引き続き、目安を取りまとめるため、公労・公使で個別に意見を伺いながら鋭意調整が進められましたが、依然として労使双方の主張に隔たりあるとのことでした。

年度の審議の進め方に関しては、昨年度の審議会において、採決という異例の事態となったことを受け、本年1月26日に開催されました第62回中央最低賃金審議会の審議総括においても、労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、労使の調整に最大限努力するとしたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること。例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が労使から出ている状況であることを踏まえまして、目安額とその根拠・理由について、公益委員が再度検討する時間が必要となったことから、例年のように翌日開催、本年であれば、7月26日にではなく、さら

に時間を置いて議論を再開することとなったようです。

このようなことから、本日現在、目安答申が行われず、第2回本審においては、目安の伝達が行えないこととなったところです。

従来から第2回本審において、目安答申の伝達を行ってまいりましたが、来週以降、改めて目安答申の伝達を行うため、本審を開催することは難しいと考えております。

つきましては、本年度の目安答申の伝達につきましては、目安答申がなされたら直ちにメール等において各委員あて通知させていただきたいことと、また、第2回県最賃専門部会において、ご説明させていただきたいと考えていますので、ご審議のほど、よろしくご願ひ申し上げます。

○ 山本会長

ただ今、中賃の目安小委員会の審議状況及び現状についてご報告があったかと思ひます。本来、7月25日に第4回目安小委員会である程度出されるかと予定していたのですが、中賃で更に丁寧に審議するというので、次の会合もいつかということもわかりませんので、予定が立ちにくいということがありますが、ただ今のご説明につきまして、何かご質問ありますでしょうか。当初の予定が、遅れたということになりますが、何かご質問ありますか。どうぞ。

○ 白石委員

今、説明をお聞きしましたが、伸びたというところで、最終日はわかっているのでしょうか。

○ 中村労働基準部長

目安の最終がいつごろまでということだろうと思ひますが、こちらのほうとして具体的に日程が決まっているとは聞いていませんが、見込みといたしまして、来週の前半までには、答申が出る見込みであると聞いております。それを前提に後ほど日程調整の説明させていただきたいと思っております。

○ 白石委員

延びる関係で、私どもは、10月1日の発効を目指して望んでいますので、それに間に合うのか、間に合わないかどのようになるのでしょうか。

○ 山本会長

事務局からお願いできますか。

○ 中村労働基準部長

日程調整につきましては、後ほど具体的にお話させていただきまして、その中でこの日に答申すればこの日に発効日になると説明させていただき予定しておりますけれども、今ご指摘がございましたとおり、答申が延びることになりますと、その分若干延びますので、私どもの日程もタイトになってくるということになりますと、10月1日というのが、労側より話がありましたけれども、それを軸に例年私どもでも日程調整を進めておりますけれども、今年がそれに間に合うのかというとなかなか厳しいのかなと気はいたします。ただ、これがいつで

かということでございますので、できるだけ日程を後ほど説明させていただきますけれども、その日程を確保していく中での、審議を進めていただければと考えているところでございます。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 白石委員

最後に1点だけ、延びた場合、8月5日を超えてという可能性も含めてということでよろしいでしょうか。

○ 中村労働基準部長

その辺も含めまして、後ほど日程調整の話をさせていただきと思っておりますけれども、8月5日だとギリギリ10月1日となりますけれども、それも含めまして改めてご説明させていただきたいと思います。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。他にご質問ございませんでしょうか。

それでは、事務局から令和4年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達につきましては、この場ではできませんので、各委員へは別途メール等により報告を行い、また、第2回県最賃専門部会において説明をするということにしたいという提案でございましたが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、事務局提案のとおり進めさせていただきます。

次に本日の資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、本日の資料について、ご説明させていただきます。

資料2は、就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金を取りまとめたものとなります。毎月勤労統計調査の地方調査、規模5人以上をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金とその前年同月比をとりまとめたものです。

中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、令和2年賃金構造基本統計調査の5～9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も算出しております。

資料3は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をまとめたものでございます。

資料4は、最低賃金額と生活保護費の比較、令和4年度ですが、これは、平成29年度から本省が一括して作成しているものです。

鹿児島県の生活保護費が90,216円、令和2年度の最低賃金額793円に基づいて算出した賃金

の手取額は 112,602 円、令和 3 年度の最低賃金額 821 円に基づいて算出した賃金の手取額は 116,578 円となっており、どの年度の最低賃金額に基づいて算出した手取額の方が生活保護費を上回っているという状況にあります。

詳細につきましては、2 ページの生活保護と最低賃金との比較について、令和 4 年度により説明してまいります。

左上にローマ数字の I 前提と書いてあるところですが、生活保護と最低賃金との比較ですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の若年単身で、生活保護基準では、18 歳～19 歳の単身世帯を用いて比較をしていくこととなります。

生活保護と最低賃金の比較では、生活保護は令和 2 年度のデータを用いて、住宅扶助実績値については、2019 年度被保護者調査年次調査の個別調査、第 3－10 表に示された値を用いて計算を行っております。

また、生活扶助基準額が令和 2 年 10 月に改定されていますので、金額は資料の 5 ページをご覧ください。

生活扶助基準額の第 1 類費、第 2 類費 合算額と期末一時金扶助費については、鹿児島県の場合、2 級地－1、3 級地－1、3 級地－2 に該当します。また、冬季加算については、VI 区に該当します。級地別ごとの人口は、資料の 4 ページでご確認ください。

2 ページに戻っていただき、II 生活保護の計算につきましては、生活扶助基準の場合、それぞれの生活扶助基準額と人口を当てはめて、算出された金額が、71,402.10 円となります。

次のページの住宅扶助の計算は、2019 年度被保護者調査年次調査の個別調査、第 3－10 表に示された値を用いて計算しますと、18,813.47 円となり、先ほどの 71,402.10 円を加えて、円未満を四捨五入すると 90,216 円となります。

次に、III 最低賃金との比較のところですが、最低賃金から算出される 1 か月の収入額はいくらかということで、令和 2 年度と令和 3 年度の最低賃金額に基づき計算したものが、1 最低賃金額と書いてある表となります。

1 か月の収入は、最低賃金額に 1 か月の労働時間をかけたものです。

ただ、1 か月の収入に記載されている金額は総支給額ですので、この金額から税金とか社会保険料とかの金額を差し引かなければなりません。

そこで、全国の最低賃金の一番低い金額を当てはめて計算して、1 か月の総収入から所得税、住民税等を控除した、いわゆる、手取り額を算出するための係数が、枠外に記載してありますが、これが令和 2 年度は、0.817 となっております。

令和 2 年の場合は、1 か月の収入額 137,823 円に、この係数 0.817 をかけますと 112,602 円となり、これが手取り額ということになります。

以上の計算により算出した 1 か月の手取額と生活保護の 90,216 円を比較しますと、2 最低賃金額との比較の表に記載してありますとおり、令和 2 年の場合ですと、1 か月 22,386 円、1 時間あたり 158 円、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護より高いということになります。

以上が当県の現状でございます。

続きまして、資料 5 につきまして、ご説明いたします。

この資料は、最低賃金に関する実態調査のうち、鹿児島労働局が実施主体となり実施しました、今年の基礎調査の結果でございます。7 月 20 日現在で利用可能な全てのデータを基に、すべて 1 円ピッチで分析を行いました。資料 5 の①にございますのは、労働者数で復元した結果

です。資料5の②にございますのは、事業所数で復元した結果です。

労働者数復元、事業所数復元、いずれの場合であっても、最低賃金引上額・率と影響率の関係表は、2枚目の全労働者の総括表を基に作成したものでございます。

また、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、引上額に対応した、引上げ後の最低賃金額と引上率、そして影響率の関係をまとめたものとなっております。

総括表には、全労働者の総括表の他に、一般労働者のみの総括表と、パート労働者のみの総括表をお付けしてございます。

今年の未満率は、労働者数復元で1.57%、事業所数復元で1.66%となっております。

昨年の未満率は、労働者数復元で1.79%、事業所数復元で1.83%でした。

資料6は、第4回目安に関する小委員会配布資料でございます。資料6の①は、第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の④に付けております、足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分を付けております。資料6の②は、同じく第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の①に付けております主要統計資の更新部分を付けております。

資料7には、内閣府が7月26日に発表しました7月の月例経済報告、資料8には、日本銀行が7月21日に発表しました7月の経済・物価情勢の展望を付けております。説明は省略させていただきますが、後ほどご確認頂ければと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

ただ今、本日配布の資料につきまして、順番に内容の説明があったかと思いますが、今の説明につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

○ 山本会長

それでは、資料の説明は以上で終了しまして、次の5番目の議題、今後の日程調整についてということに入りたいと思います。事務局から提案をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、ご説明いたします。机に置かしていただきました令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案に基づいてご説明いたします。

審議会の日程につきましては、第1回本審において、7月27日までに目安答申されることを前提に、ご承認いただいたところですが、万が一、目安答申がずれ込んだ場合につきましても、現在、確保していただいている日程を生かす形で、調整させていただきたい旨をご説明させていただいたところですが、しかし、本日までに目安答申が行われませんでしたので、日程を一部変更したいと考えています。

日程案の表面をご覧ください。修正箇所は、削除及び赤字で表示しております。

県最賃専門部会の日程についてです。8月1日月曜日に第2回県最賃専門部会することとしておりましたが、当日までに目安答申が行われるか不透明でございますので、8月1日は開催できないので、削除しております。

当初予定しておりました8月5日以降、8月5日を第2回、8月8日を第3回、8月10日を第4回としております。また、8月12日金曜日に第5回を追加させていただきました。

開催時間につきましては、8月5日を10時からとじていましたが、当日の結審は考えられませんが、14時からの開催に変更しております。専門部会委員の皆様におかれましては、時間を間違われぬようお願いいたします。また、本審のみの委員の皆様につきましては、当日第3回本審は行われませんので、よろしくお願いいたします。

先ほど、発効の話がございましたけれども、第1回本審の際にお配りいたしました青色のインデックスの3に答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧がありますが、本年の場合は、8月5日金曜日にした場合は、発効日が10月1日となっております。その他、8月6日土曜日、8月7日日曜日に結審した場合は、10月1日の可能性がありますけれども、第1回本審でご説明させていただいたとおり、土、日の開催は難しいということで、10月1日に発効するためには、8月5日に結審しなければいけないということでございましたけれども、今日現在、目安答申が行われておりませんので、8月5日の結審は難しいと考えております。

第3回以降につきましては、結審した場合は、当日の15時から第3回本審を開催する可能性がありますので、10時からの開催とさせていただきます。

また、8月9日につきましては、十分な審議を尽くしていただくため、専門部会が開催できるように会場を確保してところです。開催につきましては、専門部会においてご判断いただけたらと考えています。なお、当日は、第3回本審を行うための会場が確保できませんので、開催予定はございません。

次に、第3回本審でございますが、ただ今申し上げましたとおり、8月8日以降の専門部会で結審した場合は、当日の15時から第3回本審を開催することとしております。本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後すぐに、事務局から、携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無をご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、第4回本審、異議審についてですが、異議申し出の翌日に開催することとしております。なお、8月12日の第5回最賃専門部会において、結審した場合は、8月30日火曜日の午後を予定しておりますが、午後開催の場合、発効日が1日ずれますので、事務局にて再度調整できるか否かを含めた検討を行いたいと考えています。

日程案は、中賃の目安が8月5日午前中までに答申されることを前提としていることを申し添えさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 山本会長

ただ今、今後の審議スケジュールにつきまして、かなり詳細な説明があったかと思えます。変更についてということです。今回のご提案は、8月1日の専門部会は開催しないとのことですが、これでよろしいでしょうか。まだ、中賃の目安答申が出ていないということかと思えますが、やむを得ないということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

次に、今後の専門部会につきまして、第2回専門部会は、8月5日の14時から、当初10時から予定していましたが、当日の本審は想定できないということから、14時から開催したいと

いうことであります。第3回専門部会は8月8日10時、第4回専門部会が8月10日10時、第5回専門部会が8月12日10時からという提案であったかと思えます。これによりまして、本審を実施するというので、地賃の発効日も変わってくるということになりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

よろしいでしょうか。さらに、8月9日15時から会場も確保しているということで、開催については、専門部会で判断してほしいということであったかと思えます。これもそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

次に、第3回本審については、第3回専門部会が終了した以降、結審した同じ日の15時から開催するという当初の予定ですがこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

最後に、第4回本審につきまして、異議申出締切の翌日に開催するということになりますが、第3回本審が8月8日に開催された場合は8月24日水曜日10時から、第3回本審が8月10日に開催された場合は8月26日金曜日10時から、第3回本審が8月12日に開催された場合は、8月30日火曜日の午後に開催することを予定しているが、午後の開催になると発効が1日ずれるということで、できるだけ早い発効とするため事務局で再検討したいという提案がありましたが、これらにつきましていかがでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、今出されました事務局提案のとおり進めさせていただきと思えます。
以上の日程につきまして、何かほかにご意見ありますでしょうか。

○ 山本会長

最後に、議題6のその他になりますが、この点について事務局から何かありましたらお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

今、日程案をご承認いただきましたので、改めて専門部会開催の案内を準備いたしましたの

で、専門部会委員の皆様にお配りいたします。

7月22日に配布いたしました文書につきましては、廃棄をお願いいたします。
以上でございます。

○ 山本会長

それでは、やはりタイトな日程になりますけれども、皆様方日程に確保をお願いいたします。
他に全体を通しましてご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 岩重委員

私、かれこれ10年近く委員をしておりますけれども、目安が遅れたのは初めてだと思います。やはりそれだけの理由がありまして、去年があまりにも一方的すぎて、今年は我々だけではなくて、労働者側の皆さんも、双方が納得いくような目安額の根拠、それをしっかりと明確に打ち出してほしいと中賃でも議論がなされたみたいです。私としては10月1日発効にこしたことはないですけれども、それがために、稚拙な議論で済んだ済んだとならないように今回は努めようと思います。それで、納得のいく目安の根拠というのが行くまでは、しっかりと議論を進めていかないと、物価が上がってそれに合わせて賃金は上げていきたいですが、今度はコストをどこで吸収していくのかというような状況ですから、そういう業界に向けてもその目安の根拠というのをしっかりと打ち出して了解いただくというようなことも必要ですので、そのところは、私個人的な意見ですけれども、そういったことで臨んでいきたいと思っております。

○ 山本会長

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。中賃のほうでも、丁寧な議論をするということを進めているということですが、延びるのは残念と言えば残念ですが、しっかり受け止めて審議を進めていきたいと思っております。

○ 山本会長

他にご意見等がないようでしたら、最後に、議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。